

【徴収基準額表】

階層区分	世帯の階層（細）区分		保護者負担月額	保護者負担加算月額
A 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関わる法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯		0 円	0 円
B 階層	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C 階層	A 階層及び B 階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230
D 階層	A 階層、B 階層及び C 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000 円以下 D1 階層	2,900	290
		3,001～5,800 円 D2 階層	3,450	350
		5,801～8,700 円 D3 階層	3,800	380
		8,701～13,000 円 D4 階層	4,250	430
		13,001～17,400 円 D5 階層	4,700	470
		17,401～22,400 円 D6 階層	5,500	550
		22,401～28,200 円 D7 階層	6,250	630
		28,201～58,400 円 D8 階層	8,100	810
		58,401～75,000 円 D9 階層	9,350	940
		75,001～96,600 円 D10 階層	11,550	1,160
		96,601～121,800 円 D11 階層	13,750	1,380
		121,801～175,500 円 D12 階層	17,850	1,790
		175,501～221,100 円 D13 階層	22,000	2,200
		221,101～380,800 円 D14 階層	26,150	2,620
		380,801～549,000 円 D15 階層	40,350	4,040
		549,001～579,000 円 D16 階層	42,500	4,250
		579,001～700,900 円 D17 階層	51,450	5,150
		700,901～849,000 円 D18 階層	61,250	6,130
		849,001～1,041,000 円 D19 階層	71,900	7,190
			1,041,001 円以上 D20 階層	全額

備考 ※同一生計内に 2 人以上の対象者がいる場合、2 人目以降のものについては保護者負担加算月額を適用することとする。